

# エコアクション212017年版改訂内容(詳細編)

今回の改正か所を**赤字**で示しています。実際の対応を考える上では**★ヒント**の部分を参考にして下さい。

2009年版	2017年版	チェック
<p>I 計画の策定</p> <p>1. 取組の対象組織・活動の明確化 全組織・全活動を対象に取り組む</p>	<p>I 計画の策定</p> <p>1. 取組の対象組織・活動の明確化 <b>【本文】原則として全組織・活動(事業活動を対象としてエコアクション21に取り組み.....)</b></p> <p>①全組織・全活動での認証・登録</p> <p>②段階的認証・登録 事業所・工場等の数が多い場合には環境負荷の高い事業所から認証・登録をして4年以内に全組織・全活動に範囲を拡大する。対象範囲の最後に(段階的認証)との表記が入りロゴマークも全組織・全活動の場合と異なります。</p> <p>③サイト認証・登録 全組織・全活動での認証・登録が難しく、その理由がやむを得ない事情があると中央事務局が認めた場合は独立したサイトでの認証・登録が可能。対象範囲の最後に(サイト認証)の表記が入り、ロゴマークも全組織・全活動のものとは別のものになります。</p> <p>①②③【エコアクション21認証・登録手続規定4P、5P】</p> <p><b>★ヒント(実務対応)</b> ①の全組織、全活動での認証・登録の他、②、③も正式に認められることになりました。ただし、③サイト認証・登録を希望の場合は地域事務局経由であらかじめ中央事務局に相談していただく必要があります。</p>	
<p>該当事項なし</p>	<p><b>【本文】要求事項2. 代表者による経営における課題とチャンス</b></p> <p><b>(1)代表者は経営上の課題とチャンス</b>を明確にする <b>(2)整理と明確化に当たっては、以下の事項を考慮する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>事業内容</b></li> <li>・ <b>事業を取り巻く状況</b></li> <li>・ <b>事業と環境の関わり</b></li> </ul> <p><b>★ヒント</b> 文書化は要求されていません。現地審査の代表者インタビューで審査員が聞き取りまとめます。</p> <p><b>★ヒント</b> それぞれの課題とチャンスと環境の関わりを可能な限り幅広く考えます。</p> <p><b>★ヒント</b> 明確化した課題とチャンスは比較的中長期で対応するものは環境経営方針に短期のものは環境経営目標に反映させます。</p> <p><b>★ヒント</b> まずは「環境」にこだわらず、職場や現場で困っている事、顧客が今一番望んでいる事、業界で伸びている分野等を挙げてみることから始めてみましょう。</p>	
<p>2. 環境方針の策定</p> <p>代表者(経営者)は、環境経営に関する方針(環境方針)を定め、誓約する。 環境方針は、次の内容を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の事業活動に見合ったものとする</li> <li>・ 環境への取組の基本的方向を明示する</li> <li>・ 組織に適用される環境に関する法規等の遵守を誓約する</li> </ul> <p>環境方針には、制定日(または改定日)を記載し、<b>代表者が署名</b>する。環境方針は、全ての従業員に周知する。</p>	<p>要求事項3. 環境<b>経営</b>方針の策定</p> <p><b>【本文】</b></p> <p>(2) 環境<b>経営</b>方針は、次の内容を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>企業理念及び事業活動と整合させる</b></li> <li>・ <b>経営における課題とチャンス</b>を踏まえる</li> <li>・ 環境への取組の重点分野を明確にする</li> <li>・ <b>環境経営の継続的改善を誓約する</b></li> <li>・ 適用される環境関連法規などの遵守を誓約する</li> <li>・ 環境経営方針には、制定日(又は改定日)及び<b>代表者名を記載する</b></li> </ul> <p>(3) 環境経営方針は、全従業員に周知する。</p> <p><b>★ヒント</b> 代表者の名前が記載されていれば自筆の署名でなくとも良いです。</p> <p><b>★ヒント</b> 環境を幅広く捉え、大きな視野で進むべき方向を示すことが大切。</p> <p><b>★ヒント</b> 大きな変更はないので、今回のガイドライン改訂に合わせて方針を変える必要があるかどうか検討が必要です。長い間、方針の改訂をしていない場合は今回を良い機会と考え、見直しをしてみるのも良いでしょう。</p>	

2009年版	2017年版	チェック
<p>3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価</p> <p>環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、<b>総排水量(あるいは水使用量)</b>、化学物質使用量(化学物質を取り扱う事業者)は必ず把握する。</p> <p>温室効果ガスの排出係数は電力を購入している電力会社が公表している<b>実排出係数</b>を使用する。(審査及び判定の手引きに記載)</p>	<p>要求事項4. 環境への負荷と取組状況把握及び評価</p> <p>環境負荷のうち以下項目を把握する。 ・ 二酸化炭素排出量 ・ 廃棄物排出量 ・ <b>水使用量(名称のみの変更)</b> ・ 化学物質使用量</p> <p>【解説】二酸化炭素排出量を算出するための各種エネルギーの使用量は<b>月単位で把握することが必要</b>。</p> <p>【解釈】温室効果ガスの排出係数は電力を購入している電力会社が公表している<b>調整後排出係数</b>を使用する。実排出係数を使用している場合は、すぐに変更する必要はない。新たな中長期目標設定時等、きれの良いところで切り替えましょう。</p> <p>【解釈】「環境への負荷の自己チェック表」は標準的なツールであり、これを改訂し、業務内容に合わせて、別の負荷を把握する等組織の役立つツールにしても良いです。</p> <p>★ヒント 環境負荷の自己チェック表(Excelシート)も改訂されましたが、<b>新しい様式への切り替えは自社の年度の切り替え等に合わせて行って下さい</b>。期の途中で切り替える必要はありません。</p>	
<p>4. 環境関連法規の取りまとめ</p> <p>事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、一覧表等に取りまとめる。環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。</p>	<p>要求事項5. 環境関連法規などの取りまとめ</p> <p>(1) 事業を行うに当たって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連の要求など、<b>並びに遵守のための組織の取組を整理し</b>、一覧表などに取りまとめる。 (2) 環境関連法規などは常に最新のものとなるように管理する。</p> <p>【解説】一覧表などの内容は「組織が遵守するために必要な程度」であることが必要。 【解説】一覧表などには、組織が遵守のために必要な届出、測定、記録などの内容を含む。 【解釈】環境関連法規の一覧表の最新化には環境省ホームページ、事業所所在地の都道府県、政令都市ホームページ、市町村の窓口に問い合わせるなどの方法がある。</p> <p>★ヒント 実質変化ありません。</p>	
<p>5. 環境目標及び環境活動計画の策定</p> <p>環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。 環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。 環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知する。</p>	<p>要求事項6. 環境<b>経営</b>目標及び環境<b>経営</b>計画の策定</p> <p>(1) 要求事項2～5(<b>経営における課題とチャンス</b>の明確化、環境経営方針の策定、環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価、環境関連法規などの取りまとめ)を踏まえて、具体的な環境経営目標及び環境経営計画を策定する。 <b>*「課題とチャンス」が目標や計画に反映されているか。</b></p> <p>(2) 環境<b>経営</b>目標は、可能な限り数値化し、以下の事項に関する目標を設定する。 ・ 二酸化炭素排出量の削減・廃棄物 排出量の削減 ・ 水使用量の削減 ・ 化学物質 使用量の削減 ・ 自らが生産・販売提供する製品の環境性能向上 及びサービスの改善</p> <p>★ヒント 従来より幅広い視点で考えて、目標を設定しましょう。ISO9001の活動や安全・衛生活動と重なる部分は統合して合理化しましょう。</p> <p>(3) 環境<b>経営</b>計画には、環境<b>経営</b>目標を達成するための具体的な手段、日程及び責任者を定める。</p> <p>(4) 環境経営目標及び環境経営計画は、毎年度及び要求事項2～5の大きな変更時に見直しをする。</p> <p>(5) 環境経営目標と環境経営計画は、関係する従業員に周知する。</p> <p>★ヒント 環境経営目標と同様に他の活動と重なる部分は統合して合理化しましょう。</p>	

2009年版	2017年版	チェック
	<p>【解説】技術的、経済的な状況などによっては削減が難しい場合もあります。また、賃貸オフィスなどで使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は、定性的な目標を策定するか目標を定めずに環境配慮の取組内容を決めるなどの維持(点検・確認)を行います。</p> <p>【解説】 エコアクション21で要求される二酸化炭素排出量削減などの環境経営目標と課題とチャンスに基づいて策定される環境経営目標は、統合する、もしくは別々の目標として策定することができます。例えば課題とチャンスが「在庫削減」となった場合、二酸化炭素排出量削減の手段として在庫削減を設定することができますし、在庫削減そのものを環境経営目標とすることも可能です。</p> <p>【解説】 ガイドラインで定められた目標を策定していない場合は、その理由が明らかで妥当な物となっている事が求められます。例えば、化学物質については、使用量が極めて少ない、また使用で用量が決まられており自らの判断で削減することができないなどの場合は、環境目標の策定は行わず、化学物質を適正に管理している事を定期的に確認するなどの維持管理でも構いません。</p> <p>★ヒント 必須項目の環境経営目標を設定しない場合はその理由を環境経営レポートに記載しましょう。</p> <p>【解説】 購入電力の二酸化炭素排出係数については、国が公表する電気事業者ごとの調整排出係数を使用します(実排出係数を使用している場合は、すぐに変更する必要はありません)。環境経営目標の管理の観点から毎年新たな排出係数を用いるのではなく、原則として一定期間(中長期の目標設定期間)固定とし、環境経営目標の達成状況等の経年比較ができるようにします。</p> <p>★ヒント 環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画、環境経営レポートのように経営という言葉が入った事は「より幅広く環境を捉える」ことにより、活動の範囲を広げてゆくという意味で捉えると解り易いはずです。</p> <p>例) 以下のようなこともエコアクション21の目標や計画に盛り込むことも可能です。 ・働き方改革(生産性向上、残業時間削減、離職率低下、労働環境整備 等) ・人手不足解消(生産性向上による賃金UP、休日増、残業削減、有給休暇取得率UP)</p>	
II. 計画の実施(Do)	II. 計画の実施(Do)	
6. 実施体制の構築	要求事項7. 実施体制の構築	
<p>エコアクション21環境経営システムを構築、運用維持しへの取組実施するために効果的な実体制を構築する。 実施体制においては、各自の役割責任及び権限を定め全従業員に周知する。</p>	<p>エコアクション21を運用、維持し環境経営実践するために<b>代表者は以下の事項を実施する</b>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的で必要十分な実施体制を構築する</li> <li>・実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する</li> <li>・<b>エコアクション21を運用し、維持するための経営資源を用意する</b></li> </ul>	
	<p>★ヒント 実施体制を構築し、役割、責任、権限を定めるのは代表者です。エコアクション21を運用し、維持するための経営資源とはいわゆる「人、もの、金」です。</p>	

2009年版	2017年版	チェック
<p>7.教育・訓練の実施</p> <p>エコアクション21の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。</p>	<p>要求事項8. 教育・訓練の実施</p> <p>エコアクション21の取組を適切に実行するためエコアクション21の取組を適切に実行するためエコアクション21の取組を適切に実行するためエコアクション21の取組を適切に実行するため、以下の教育・訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全従業員を対象とした教育・訓練</li> <li>・環境に関する特定の業務がある場合、その業務に関わる従業員を対象とした教育・訓練</li> </ul> <p>★ヒント            実質大きな変更はありません。教育・訓練の内容としては「目標を達成するために必要なもの」、「計画を実行するために必要なもの」が中心になります。            また、必ずしも全員が集まっての集合教育でなくても、朝礼、職場のミーティング、OJT(実際の仕事をやりながらの教育・訓練)なども積極的に利用しましょう。</p>	
<p>8. 環境コミュニケーションの実施</p> <p>組織内において、エコアクション21に関する部コミュニケーションを行う。            外部からの環境に関する苦情や要望を受け付、必要な対応を行いその結果を記録する。環境活動レポートを定期的に作成し、公表する。</p>	<p>要求事項9. 環境コミュニケーションの実施</p> <p>エコアクション21の取組を段階的に発展させるため、以下のコミュニケーションを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う</li> <li>・外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応と再発防止を行う</li> <li>・本ガイドラン第3章に掲げる環境経営レポートを年次で作成し、公表する。</li> </ul> <p>★ヒント            実質大きな変更はありません。内部のコミュニケーションでは、いつ、どんな情報をやりとりするとエコアクション21の活動が全社で盛り上がるかを考えて実行しましょう。</p>	
<p>9. 実施及び運用</p> <p>環境方針、目標及び活動計画を達成するために必要な取組を実施する            環境方針、目標を達成するため必要に応じて実施あたった手順等を定め、文書化し、運用する</p>	<p>要求事項10. 実施及び運用</p> <p>(1) 環境経営方針、目標及び計画の達成並に <b>環境関連法規などの遵守</b> に必要な取組を実施する。            (2) 環境経営方針、環境経営目標を達成するため、必要に応じて <b>手順書</b> を作成し運用する。</p> <p>【解釈】 文書化(手順書作成)の要請が高い例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手順が複雑である</li> <li>・管理対象に関係する人が多い</li> <li>・関係者の知識が不足している</li> <li>・環境関連法規に関係する</li> </ul> <p>★ヒント            実質変更なし。「手順書は活動のために必要になったら作る」ことにしましょう。</p>	
<p>10. 環境上の緊急事態への準備及び対応</p> <p>環境上の事故及び緊急態を想定し、その対応策め期的に試行するとともに訓練を実施する。            事故や緊急態の発生後及び試行実施に、対応策有効性を検証し必要に応じて改訂する。</p>	<p>要求事項11. 環境上の緊急事態への準備及び対応</p> <p>(1) 環境上の事故及び緊急態を想定し、その対応策を定め、<b>可能な範囲で</b> 定期的に試行するとともに訓練を実施。            (2) 事故や緊急態の発生後及び試行実施に、対応策有効性を検証し、必要に応じて改訂する。</p> <p>【解釈】 リスクがないのに無理に想定する必要はありませんが、リスクが高いのに対応しないのも問題です。リスクの高さは「発生の可能性×影響の重大性」で表す場合があります。例えば、以下の場合は発生の可能性や影響の重大性に問題があり、リスクが高いといえるでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去事故を起こしたことがあるが、是正が不十分である</li> <li>・施設が老朽化している</li> <li>・公共水面が近い、周辺に民家があるなどの外部への影響が広がり易い</li> <li>・保管物質などの有害性が高い</li> <li>・保管量、排出量が多い</li> </ul> <p>★ヒント            実質の変更はなし。自社にとって本当にリスクが高いと思われることに対して、効果がある準備、訓練をしておく必要があります。</p>	

2009年版	2017年版	チェック
<p>11. 環境関連文書及び記録の作成・管理</p> <p>エコアクション21の取組を実施するために必要な文書作成し、適切管理に管理する。 エコアクション21で必要な取組の記録を作成し適切に管理する。</p>	<p>要求事項12. 文書類の作成・管理</p> <p>(1)エコアクション21の取組を実施するために、以下の15種類の<b>文書類(紙又は電子媒体など)</b>、及び組織が必要と判断した文書類を作成、適切に管理する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境経営方針・環境への負荷自己チェック結果・環境への取組自己チェック結果</li> <li>・環境関連法規などの取りまとめ(一覧表)・環境経営目標</li> <li>・環境経営計画・実施体制(組織図に役割などを記したもので可)</li> <li>・外部からの苦情など受付状況及び対応結果</li> <li>・事故及び緊急態の想定結果そ対応策</li> <li>・環境上の緊急事態対応に関する試行及び訓練結果</li> <li>・環境経営目標の達成状況及び計画実施、そ評価結果</li> <li>・環境関連法規などの遵守状況結果</li> <li>・問題点の是正処置及び予防結果</li> <li>・代表者による全体の取組状況評価と見直し・指示結果</li> <li>・環境経営レポート</li> </ul> (2)組織が取の際に必要と判断した手順書</p> <p><b>★ヒント</b> 従来あった文書及び記録は区別がなくなり、文書類として扱うことになりました。(記録がなくなったわけではない。) 文書類は紙だけでなく、電子ファイルも含まれます。「計画と実績」の両方が記載されたものも文書類として扱います。こういった文書類の合理化はどんどんすべきです。従来、文書と記録を分けて扱ってきた場合は無理に一緒にする必要はありません。</p>	
<p>12. 取組状況の確認並びに問題点の是正及び予防</p> <p>環境目標の達成状況、活動計画実施及び経営システム運用を定期的に確認及び評価する。 環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価する。 環境目標の達成、活動計画実施及び経営システム運用状況並びに関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。</p>	<p>要求事項13. 取組状況の確認・評価、並びに問題の是正及び予防</p> <p>(1)環境経営システムに関する以下の項目確認・評価を適切な頻度で実施。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境経営目標の達成状況 環境経営計画の実施状況</li> <li>・環境経営計画の実施状況</li> <li>・環境関連法規などの遵守状況</li> <li>・<b>重要度の高い環境負荷状況 及び取組実施</b></li> </ul> (2)問題がある場合は 是正処置を行い必要に応じて予防処置を実施する。  (3)規模が比較的大きな組織の場合は、内部監査を実施する。(概ね100人以上)</p> <p><b>【解説】・重要度の高い環境負荷の状況及び取組の実施状況:</b>環境経営目標を策定しなかった組織にとって重要と考えられる環境負荷項目の状況、環境活動の実施状況について、環境への取組などが適切に実施されているか確認します。</p> <p><b>★ヒント</b> 環境経営目標を設定しなかった重要度の高い環境負荷状況については該当するものがなければ無理に探す必要はありません。(重要度の高い環境負荷に対しては環境経営目標が設定されていることが望ましい。)</p>	
<p>IV. 全体の評価と見直し</p>	<p>IV. 全体の評価と見直し・<b>指示</b></p>	
<p>13.代表者による全体の評価と見直し</p> <p>代表者(経営者)は、定期的エコアクション21全体の取り組み状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。</p>	<p>要求事項14. 代表者による全体の評価と見直し・指示</p> <p>代表者は、定期的エコアクション21に基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価し、<b>以下の項目を含む</b> 総括的な見直しを実施、必要指示行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>環境経営方針</b></li> <li>・<b>環境経営目標及び計画</b></li> <li>・<b>実施体制</b></li> </ul> <p><b>★ヒント</b> 代表者が見直し・指示を出す際に考慮すべき3項目が明確に示されました。</p> <p><b>★ヒント</b> 代表者の評価と見直し・指示は年1回とは限りません。問題が発生した時、事業等の大きな変化があった時に代表者が出した指示も含まれます。</p> <p><b>★ヒント</b> 今回の改定で「指示」という言葉がプラスされました。代表者はより良い結果を出すため、また、より効率的な運用をするために「〇〇を△△する。」という明確な指示を出す必要があります。</p> </p>	

2009年版	2017年版	チェック
第3章 環境活動レポート	第4章 環境情報を用いたコミュニケーション	
1. 環境活動レポートの作成	1.1 環境経営レポートの作成	
次の項目を盛り込んだ環境経営レポートを定期的(原則毎年度)作成する。	次の項目を盛り込んだ環境経営レポートを定期的(原則毎年度)作成する。(変化なし)	
③環境方針	(3)環境経営方針	
④環境目標	(4)環境経営目標	
⑤環境活動計画	(5)環境経営計画	
⑥環境目標の実績	(6)環境経営計画に基づき実施した取組内容(実施体制を含む)	
⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	(7)環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組内容とその評価(実績には二酸化炭素排出量を含む)、並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画	
⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	(8)環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	
⑨代表者による全体評価と見直し結果	(9)代表者による全体評価と見直し・指示	
	<p>★ヒント</p> <p>(6)環境経営計画により実施した事項の要点を掲載する。当該年度に新しく取り組んだものや特に成果を上げたものを優先します。</p> <p>★ヒント</p> <p>(7)簡単に言うと「当該年度の実績のまとめと評価」と「次年度の目標及び計画」を掲載します。次年度の目標及び計画は「当該年度の評価」及び「(9)代表者による全体評価と見直し・指示」を反映している必要があります。</p>	
該当項目なし	2. エネルギー使用量など環境データの提供・活用	
<p>注:環境データの中央事務局への提供は現在準備中です。制度開始になりましたら、連絡させていただきます。</p>	(1)事業者は、原則として月別に把握・管理した各種エネルギー使用量及び原単位あたりの指標の算出に必要なデータを審査員に提供する。	
	(2)審査員は、当該データを中央事務局へ毎年度報告する。	
	(3)中央事務局は、提供されたデータに基づき事業者に対して「経営に資する環境データ」を提供する。	
	<p>★ヒント</p> <p>データを提供するかしないかは事業者が選択できます。(必須事項ではありません。)</p>	